

岡山県における台湾向け輸出食品等に関する証明書の発行事務処理要領

1 目的

台湾の日本産食品に対する輸入規制強化が平成27年5月15日に施行され、日本から台湾への食品輸出にあたっては産地証明書の添付が義務づけられたことから、県内事業者への影響を回避するため、規制が緩和されるまでの間、本県において証明書の発行事務を行うものとし、それにかかる事務手続きについて次のとおり定める。

2 証明書発行の対象

台湾向けに輸出する全ての食品（酒類は除く）

3 証明書の申請手続き

(1) 申請者

証明書の発行を申請することができる者は、本県において生産、加工する食品等を輸出しようとする者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した別記様式1の委任状を提出するものとする。

(2) 申請方法

申請者は、申請書類を農林水産部農政企画課対外戦略推進室に送付又は持参することとする。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費は、申請者が負担することとする。

(3) 提出書類

ア 申請書

(ア) 別記様式2の輸出食品等に関する証明申請書

(イ) 別記様式3の証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

イ 添付書類

申請者は、証明の申請に当たり、別表1に掲げる確認書類等を添付するものとする。

4 申請内容の審査

県は、申請者が3(3)により提出した書類を確認し、輸出貨物、輸出先国等及び産地について、次に定める項目を審査する。

(1) 輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ① インボイスの番号
- ② 商品名、数量、重量、及び包装形態
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地

(2) 産地

生産・加工施設の名称及び所在地を確認する。

5 現地確認その他必要な調査の実施

県は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

6 証明書の発行

県は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合、3 (3) ア (イ) により提出された証明書に必要事項を記入し、署名（代理人を含む。）及び押印したものを交付するものとする。

附則

この要領は、平成27年6月8日から施行する。

(別表1)

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
輸出 貨物 等	インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び 船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 具体的な商品	・インボイス (送り状) ・B/L (船荷証券) 若しくはAWB (航空運送状) ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真
産地	生産・加工施設の名称・所在地	・商品ラベルのコピーや写真 ・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生法の規定に基づく届出書、納品書等 (注1) 及び営業許可証等 (注2) ・取引先又は申請者本人による別記様式4の輸出される食品等に関する確認書 (注3)

注1 : 取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類 (インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書) を含む。

注2 製造所固有の記号に係る食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注3 申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。